

百合が原公園レストラン運営事業者
公募選定実施要領

平成30年12月
(公財) 札幌市公園緑化協会

公募選定実施要領

1 概要

百合が原公園は、面積 25.4ha のユリを中心としたフラワーパークで、札幌の冷涼な気候を生かした花壇が各所に配置されています。公園の中核施設として緑のセンター温室があり、都市緑化の普及を目的としてタイムリーな展示会や講習会などの様々なイベントが開催されています。また、総合公園として、パークゴルフ場、遊戯施設、芝生広場、リリートレイン（観覧列車）など様々な施設があり、幼児からお年寄りまで幅広い年齢層の利用があります。

この度、リリートレイン駅舎に併設されているレストラン（テイクアウトコーナーを含む）を運営する事業者を募集します。

営業形態、営業時間、売上手数料等については、事業者の自由な提案を求めます。フラワーパーク百合が原公園にふさわしい、魅力ある企画運営の提案を求め、公募方式により総合的に評価し、事業者を選定します。

2 公募の対象

施設：百合が原公園内レストラン（リリートレイン駅舎に併設）

内容：レストラン（テイクアウトコーナーを含む）の運営

住所：札幌市北区百合が原公園 210 番地

3 施設の概要・面積

厨房（テイクアウトコーナーを含む）	約 60 m ²
食堂	約 90 m ²
計	約 150 m ²
客席数	約 65 席

4 契約期間

平成 31(2019) 年 2 月 21 日から 2019 年 11 月 30 日まで

なお、契約期間の満了までに双方異議の申し立てがない場合、別途協議の上、あらためて契約を行います。（最長で現指定管理期間満了の 2022 年度まで）

5 営業期間（提案内容により変動可）

最低営業期間 平成 31(2019) 年 4 月 27 日～2019 年 10 月 8 日

6 参加要件

本公募に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 法人およびその役員が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に違反していないこと。
- (5) 公共施設または民間事業所等において飲食物提供を行った事業の実績があること。
- (6) 保健所等の営業許可等が受けられる見込みがあること。

7 提案内容

(1) 運営基本方針：本事業を行うにあたっての取組方針

(2) 運営形態

① 営業期間

最低条件 平成 31(2019) 年 4 月 27 日～2019 年 10 月 8 日

最長条件 平成 31(2019) 年 4 月 15 日～2019 年 10 月 30 日

② 営業時間 (テイクアウトコーナーも含む)

最低条件 11:00～15:40

最長条件 9:00～17:00

③ 店内レイアウト

店内の座席配置、座席数など

④ 提供方法

セルフ方式など利用する際の具体的な流れ

⑤ 運営体制

運営に関する人員配置

(3) 提供商品及び価格

① 飲食物のメニュー及び価格

利用しやすいメニュー及び価格を設定すること。

当公園のイメージに合ったメニューを含めること。

② その他の商品・サービス及び価格

(4) 集客の工夫

① 集客のためのアイデア

利用の促進のための方策

(5) 収支

① 収支見込

② 売上手数料

最低条件 売上の 10%

③ 最低手数料保証額の有無及び金額

(6) その他

公募の提案内容については、あくまでも審査材料であり、そのまま採用するものではありません。決定後に当協会と内容を協議の上、契約させていただきます。

8 設備・管理に関する条件等

(1) 厨房設備・備品・内装等

既設の設備・備品等は、契約当初無償で貸与することができます。

※詳細については、現地見学の際にご確認ください。

貸与した設備・備品等の修繕及び内装、外装等の維持・更新、変更、並びに許認可申請については、運営事業者の責任と負担により行っていただきます。

上記の変更には、制限がありますので協議のうえ可否を決定します。契約終了時には原則として現状復帰をお願いします。

レストラン施設には暖房設備はありませんので、原則として冬季期間の営業を見込んでおりません。

(2) 電気設備

当協会から運営事業者に請求します。

月額5万円の定額とし、1か月に満たない場合は5万円/30日に営業日数を乗じて算出します。

(3) 水道設備

当協会から運営事業者に請求します。

個別メーターを設置し、その金額を営業終了後に一括して請求します。

なお、個別メーターは、当協会が設置を行いますので、運営事業者の負担はありません。

(4) プロパンガス

運営事業者が契約し、支払ってください。

(5) 通信設備

運営事業者が契約変更と支払いをしてください。※現在は当協会が契約。

(6) ごみ処理

運営事業者が契約し、支払ってください。

(7) トイレ

リリートレイン駅舎内にあります。運営事業者で清掃・管理をしてください。

トイレトーパーは、当協会から支給します。

(8) 消防設備

当協会が点検・管理しますので、運営事業者の負担はありません。

(9) セキュリティ

4月～10月の17時から翌日の9時までは機械警備を行い、当協会が負担します。

(10) その他

営業開始及び終了時に、水道の水抜き・復旧、窓の目張りの設置・撤去をしてください。

店舗及びトイレの清掃、消毒等の衛生管理や使用物件の維持管理に必要な経費は、運営事業者の負担となります。

イベント開催時と春から秋の週末を中心に、園内に飲食物の移動販売車が出店します。

4月から11月までの期間、駅舎前に飲料の自動販売機4台を当協会の事業として、設置します。

9 参考資料

本プロポーザルの参加希望の方のみに送付しますので、「13 申し込み書送付・問合せ」の担当まで、お問い合わせください。

(1) 売上及び上下水道料金実績 (H26～H30)

(2) 貸与可能備品一覧

(2) リリートレイン駅舎及びレストラン図面

10 公募スケジュール

- (1) 申し込み期間 平成 30(2018)年 12 月 10 日 (月) ~平成 31(2019)年 1 月 10 日 (木)
- (2) 質問受付期間 平成 30(2018)年 12 月 11 日 (火) ~平成 30(2018)年 12 月 21 日 (金)
- (3) 現地見学期間 平成 30(2018)年 12 月 17 日 (月) ~平成 30(2018)年 12 月 19 日 (水)
※見学希望日の前日 17:00 までにお申し込みください。
- (4) 一次審査(書類審査) 平成 31(2019)年 1 月中旬
公募提案内容を審査し、一次審査通過者には二次審査の時間等を案内します。
- (5) 二次審査(ヒアリング) 平成 31(2019)年 2 月 8 日 (金) (予定)
公募提案内容をヒアリングいたします。

11 審査方法

当協会の選考委員会において、提案内容に基づき厳正な審査を行い、決定させていただきます。

12 参加手続き

- (1) 申込期限
下記期日までに郵送(簡易書留)で提出してください。
平成 31(2019)年 1 月 10 日 (木) 17:00 まで
- (2) 提出書類
 - ① 公募参加申込書(様式第 1 号)
 - ② 事業者概要書(様式第 2 号)
 - ③ 事業実績書(様式第 3 号)
 - ④ 提案書(様式第 4 号)
 - ⑤ 履歴事項全部証明書(法人の場合)または身分証明書(個人の場合)
※発行後 3 か月以内のものであること。複写可とします。
 - ⑥ 納税証明書(市区町村民税、都道府県税および国税の納税証明書)
※発行後 3 か月以内のものであること。複写可とします。
 - ⑦ 免許が必要な商品を取り扱う場合は当該免許の写し
 - ⑧ 誓約書(様式第 5 号)
 - ⑨ 参加辞退申出書(様式第 6 号)
※参加申込後に、参加を辞退する場合に提出してください。
- (3) 提出部数
各 8 部(原本 1 部、7 部は写し可)

13 申し込み書送付・問合せ

公募に関する質問は、平成 30(2018)年 12 月 21 日(金)までにお問い合わせください。
質問・回答のうち、必要と判断した情報については参加申し込み者全員に回答します。

〒002-8082 札幌市北区百合が原公園 210 番地 百合が原公園管理事務所
公益財団法人札幌市公園緑化協会 担当: 庵原(イハラ)、森田 宛て
電話 011-772-4722 FAX011-772-4741